

## 海賊対処法案質問（090415）要旨

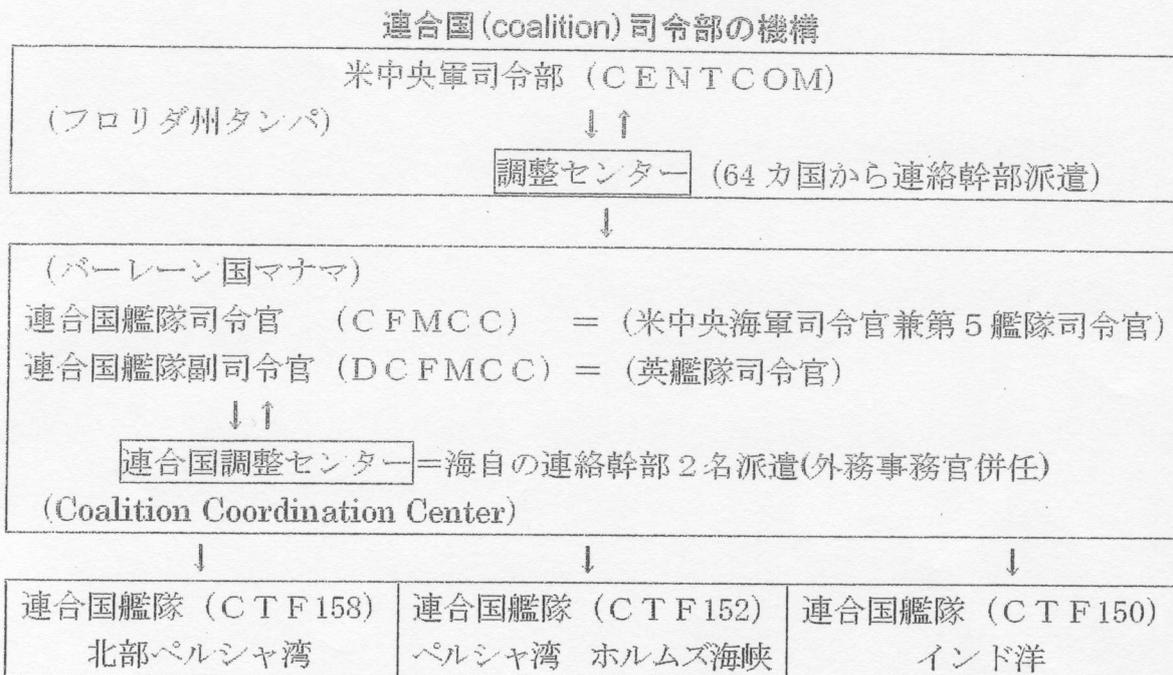
衆議院議員 武正公一

- 1、2条7号 凶器準備船舶運行行為の見極めはどうするのか(防衛大臣)
- 2、EUによるアトランタ作戦やCTF150・151と情報共有するのか（防衛大臣）
- 3、米海軍の合同海上部隊CMFの指揮下には入らないか(防衛大臣)
- 4、アデン湾での海上自衛隊艦船への補給活動の位置づけ(防衛大臣)
- 5、補給支援活動におけるACSAの実態(外務大臣)
- 6、国会承認の必要性（防衛大臣）
- 7、海上警察の国際連携の必要性(民主党テロ根絶法28条)（外務大臣、国土交通大臣）
- 8、ソマリア周辺国の海上保安能力の向上への関与(外務大臣、国土交通大臣)
- 9、ジプチ会合行動指針署名の働きかけ（外務大臣）
- 10 ソマリア暫定政府TFGについて(外務大臣)
- 11 国際海事機関IMO未批准条約について（外務大臣、国土交通大臣）

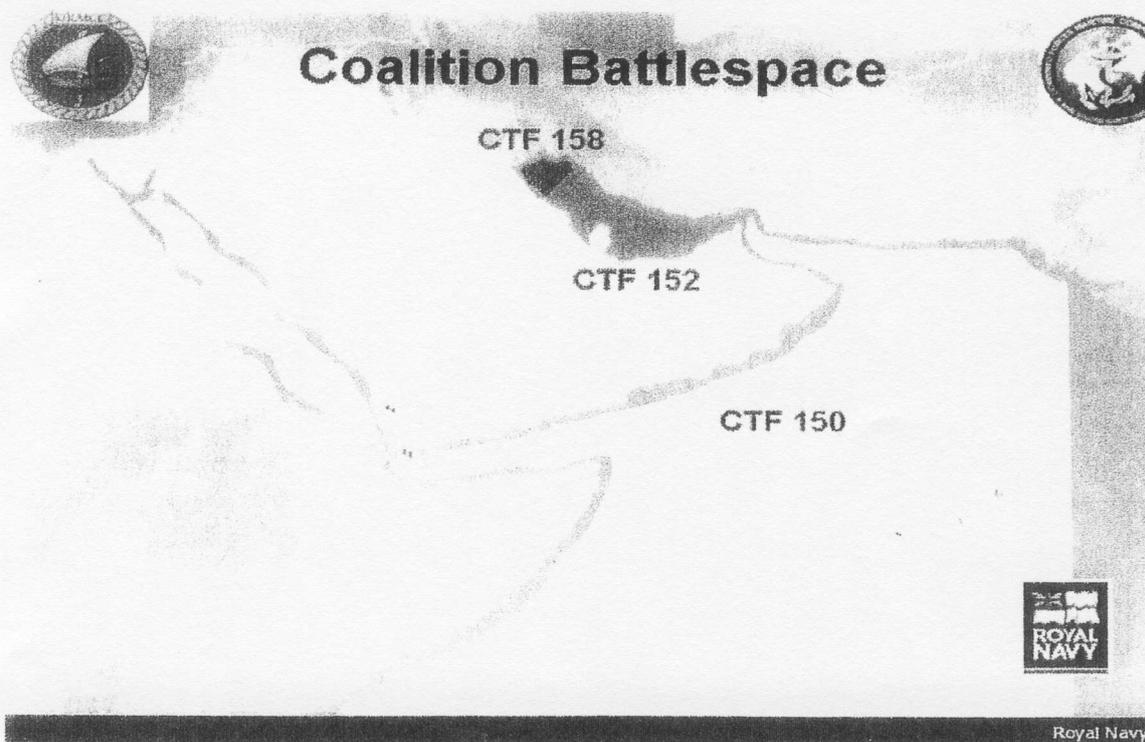
以上

MIOの現状

現在、海上阻止活動 (MIO) は、以下のような指揮統制下に行われている。



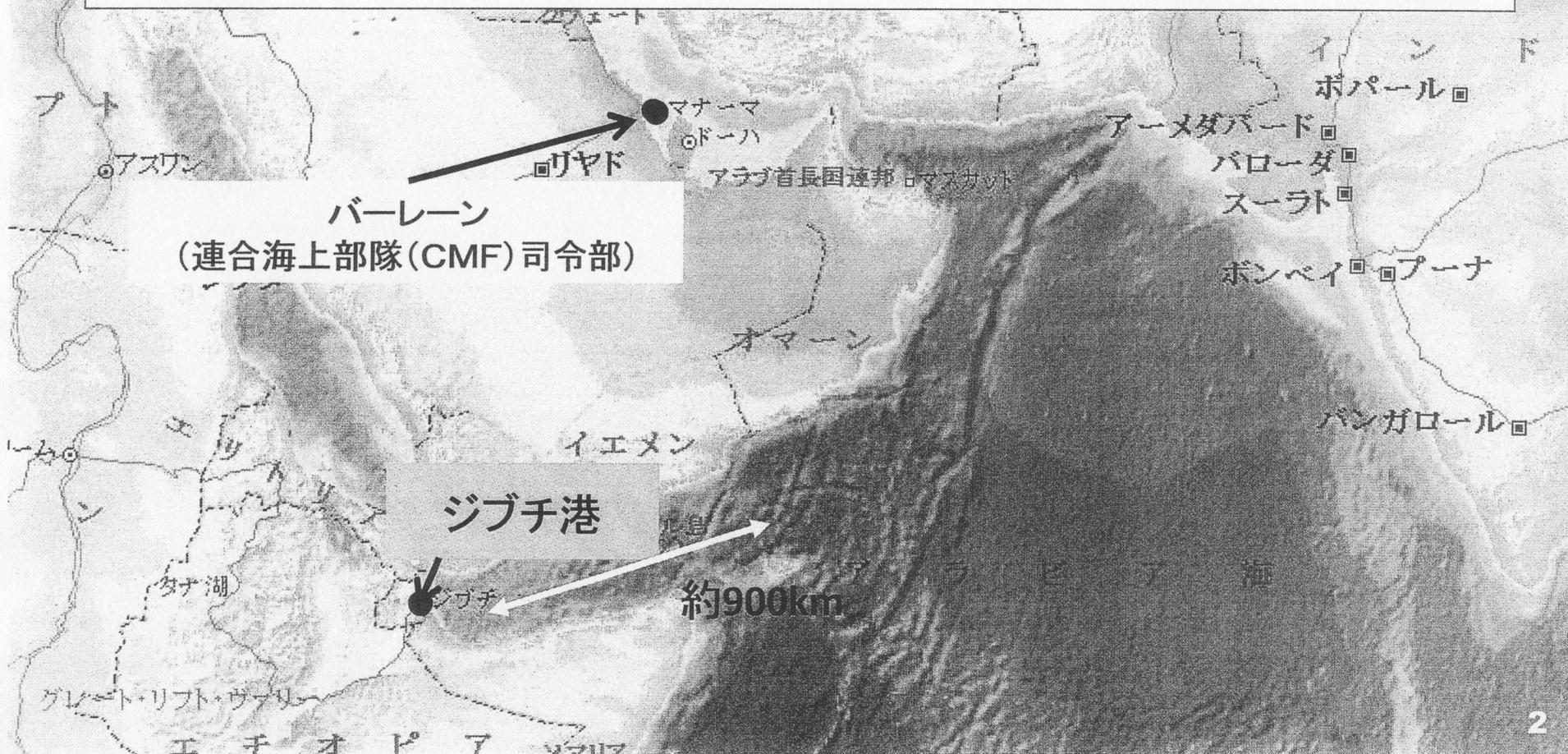
米第5艦隊管轄区域(AOR)内の各連合軍艦隊の活動区域



出所: 英海軍ホームページ

## 活動海域及び活動拠点等

- アデン湾において保護対象船舶の防護を実施
- 補給等のためアデン湾周辺国の港湾（基本的にジブチ港(ジブチ))に寄港
- 任務を効率的に実施するため、必要に応じ、補給支援活動に従事する補給艦から、海賊対処の護衛艦へ給油を実施
- 関係国、関係機関との連絡調整を図るため、アデン湾周辺国に連絡官を置く予定



自衛隊関連法における国会関与規定

	PKO 協力法	周辺事態法	旧テロ特措法	武力攻撃事態法	イラク特措法	新テロ特措法	海賊対処法案
制定年	1992年	1999年	2001年	2003年	2003年	2008年	2009年?
活動の国会承認	原則として 事前承認	原則として 事前承認	事後承認 (20日以内)	原則として 事前承認	事後承認 (20日以内)	承認規定なし	承認規定なし
国会への報告	実施計画を報告 (策定時・変更時)	基本計画を報告 (策定時・変更時)	基本計画を報告 (策定時・変更時)	対処基本方針を 国会が承認 (策定時・変更時)	基本計画を報告 (策定時・変更時)	実施計画を報告 (策定時・変更時)	対処要項を報告 (策定時)
	活動終了後に 結果報告	活動終了後に 結果報告	活動終了後に 結果報告	活動終了後に 結果報告	活動終了後に 結果報告	活動終了後に 結果報告	活動終了後に 結果報告

出所:国立国会図書館作成資料

(国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に基づくテロ対策海上阻止活動に対する参加の検討)

第二十七条 テロ対策海上阻止活動(テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去のため、テロリスト、武器等の移動を国際的協調の下に阻止し及び抑止するためインド洋(ペルシャ湾を含む。)上を航行する船舶に対して検査、確認その他の必要な措置を執る活動をいう。)が国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に基づき国際連合加盟国により行われることとなったときは、国際的なテロリズムの防止及び根絶に寄与するため、これに参加するために必要な法制の整備について、その要否を含めて検討するものとする。

(航行の安全確保)

第二十八条 政府は、公海上その他の海上における我が国の船舶の主要な航路帯においてテロリストによる攻撃等から航行の安全を確保することの重要性にかんがみ、海上警察の国際間の連携の促進に努めるとともに、航行の安全に関する条約その他の国際約束についての関係諸外国の誠実な履行の確保を働きかける等、公海における航行の自由の確保のための国際社会の取組に積極的かつ主導的に寄与するものとする。

附則